

教育委員会臨時会議事日程

令和3年6月24日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について
学校運営協議会の設置及び令和2年度活動報告について
横浜市立図書館100周年記念式典・講演会について

3 請願等審査

受理番号3 2021年度中学校歴史教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第9号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第10号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

教委第11号議案 横浜市立小学校の避難訓練中における傷害事故についての和解に関する意見の申出について

5 その他

令和3年6月24日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○6/13 横浜市立図書館100周年記念式典・講演会

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○学校運営協議会の設置及び令和2年度活動報告について

○横浜市立図書館100周年記念式典・講演会について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年6月9日）以降の教職員の感染者は3人、児童生徒の感染者は32人、感染者が発生した学校は合計22校です。

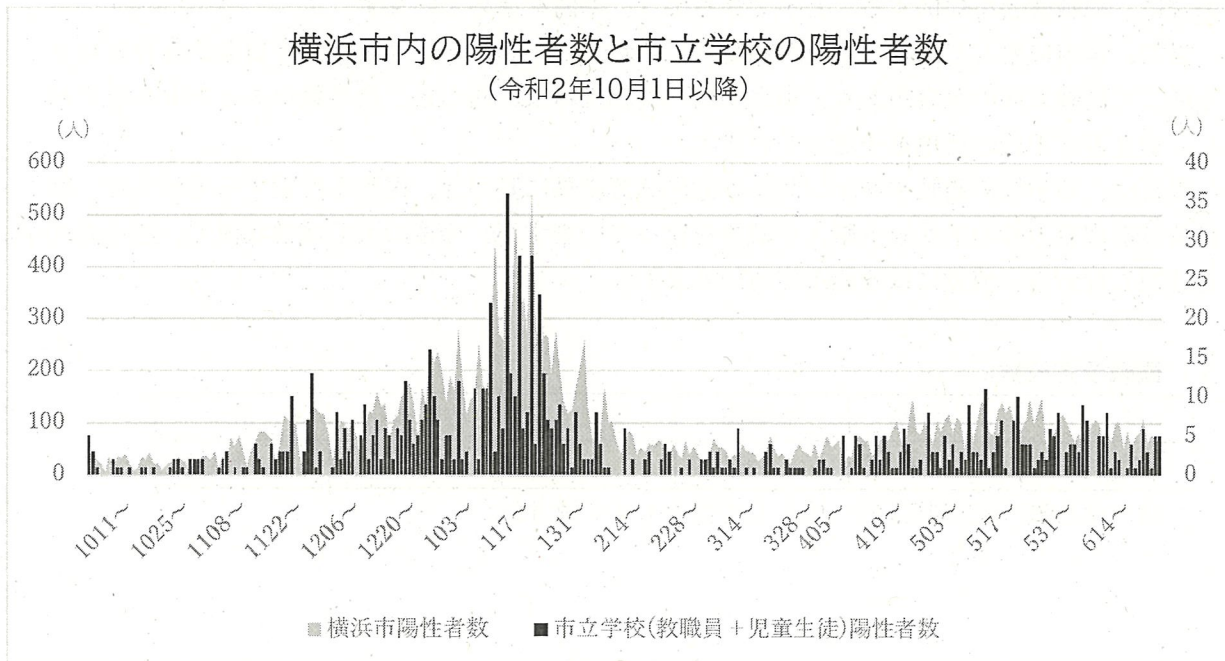
なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は138人、児童生徒の感染者は885人、感染者が発生した学校は371校となっています。（令和3年6月22日現在）

学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、横ばい傾向となっています。集団感染は4件発生していますが、今回、中学校において新規の集団感染が発生しました。

学校関係者の感染者数（5月24日～6月22日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
5月24日～5月30日	2	26	28
5月31日～6月6日	1	24	25
6月7日～6月13日	2	22	24
6月14日～6月20日	0	18	18
6月21日～6月22日	3	7	10

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。



2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について

現在、神奈川県（横浜市を含む6市）では、7月11日まで「まん延防止等重点措置」になっています。市立学校においては、感染予防措置を十分に講じながら、原則として、主に以下の対応を継続し慎重に教育活動を継続しています。

《市立学校の教育活動における感染予防の主な取組》

- ガイドライン順守の徹底とリスクの高い教育活動の実施見合わせ
- 児童生徒の健康観察（家族や同居人に感染疑いでのPCR検査受検者がいる場合、登校を控える等）
- 教職員の健康管理及び勤務の取扱い（体調不良時に出勤を控える、早めの退勤）
- 部活動（感染リスクの高い活動は避ける、活動前後の休憩時などの感染症対策、県内大会の参加は感染症対策を確認する）
- 学校行事等
 - ・運動会・体育祭等（参観者の検討、時間短縮、熱中症に留意したマスク着用）
 - ・遠足（旅行）・集団宿泊的行事（県外への移動や宿泊を伴う行事は、原則として延期または中止）
- 教職員の研修（可能な限りオンラインでの実施。集合研修の場合は感染拡大防止対策の徹底）
- 登下校への配慮（学校種・学校の実情に合わせて、登下校時の密を避けるための取組）
- 水泳の授業の取扱い（学習機会の確保の観点から可能な範囲で実施。各校の状況により実施可否検討）

3 東京2020オリンピック・パラリンピック 学校連携観戦チケットによる児童生徒の観戦

児童生徒等のオリンピック・パラリンピック観戦に際しては、大会が開催され、万全の感染症対策が講じられるなど、児童生徒が安全に、安心して観戦できる環境が整ったと判断できる場合に、観戦機会を提供することができるよう、準備を進めています。

当初、本市に対しては約5万枚が割り当てられていましたが、大会組織委員会から神奈川県を通じて観戦意向の照会があり、市立学校への調査結果に基づき、約半数のキャンセルを申請し、約2万5千枚の活用を予定しています。

現在は、各学校の観戦やキャンセルの意向確認結果に基づき、観戦を希望する児童生徒、教員及び引率協力者のチケット購入手続きを行っています。今後の大会運営状況や、感染動向を注視しながら、慎重に取り組んでまいります。

(1) 観戦予定校数

	小学校	中学校	高校※	特別支援	計
学校数	95校	67校	7校	0校	169校

※ 全日制・定時制は同一校として計上しています。

(2) 校種別・観戦者別 観戦予定者数

	小学校	中学校	高校	特別支援	計
児童生徒	9,444 枚	5,888 枚	795 枚	0 枚	16,127 枚
教員・引率協力者	6,687 枚	2,176 枚	79 枚	0 枚	8,942 枚
計	16,131 枚	8,064 枚	874 枚	0 枚	25,069 枚

※ “教員・引率協力者”の中には、同行する保護者等も含まれています。

(3) 競技セッション別 観戦予定者数

	野球(昼)	野球(夜)	ソフト	サッカー	パラ陸上	計
小学校	2,250 枚	364 枚	6,681 枚	6,682 枚	154 枚	16,131 枚
中学校	904 枚	1,096 枚	1,220 枚	4,359 枚	485 枚	8,064 枚
高校	194 枚	90 枚	84 枚	337 枚	169 枚	874 枚
計	3,348 枚	1,550 枚	7,985 枚	11,378 枚	808 枚	25,069 枚

※ 本市に割り当てられた学校連携観戦チケットによる観戦予定日

- ・野球、ソフト及びサッカー：市内会場（横浜スタジアム・横浜国際総合競技場）7/24～8/5
- ・パラ陸上：市外会場（国立競技場）8/29～9/4

学校運営協議会の設置及び令和2年度活動報告について

学校運営協議会とは、地域、保護者と学校が目標を共有して、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。また、学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となって横浜の子どもたちを育てていくことを目指して、令和4年度末までに全校に設置する予定です。

令和2年度7月、10月、令和3年度4月の学校運営協議会の設置状況と、令和2年度の実施報告を踏まえた今年度の取組を報告いたします。

1 学校運営協議会 新規設置校

令和2年7月1日付の新規設置 1校、1協議会 累計 256校、204協議会

学校運営協議会名		
1	下和泉小学校	新規設置校内訳 小学校1校

令和2年10月1日付の新規設置 6校、3協議会 累計 262校、207協議会

学校運営協議会名		
1	上寺尾小学校	新規設置校内訳 小学校5校 中学校1校
2	大口台小学校	
3	中山中ブロック (中山中 森の台小 上山小 中山小)	

令和3年4月1日付の新規設置 22校~~6~~校、12協議会 累計 277校、213協議会

学校運営協議会名		<i>斜体下線は既に単独で設置していた学校</i>	
1	藤塚小学校	7	南瀬谷中学校ブロック(南瀬谷中 <u>南瀬谷小</u>)
2	上菅田特別支援	8	金沢小学校
3	中田中学校ブロック (中田中 中田小 東中田小)	9	平戸中学校
4	上飯田中学校ブロック (上飯田中 飯田北いちょう小)	10	本郷中学校
5	泉が丘中学校ブロック (<u>泉が丘中</u> <u>下和泉小</u> 中和田南小)	11	西本郷中学校ブロック (<u>西本郷中</u> <u>笠間小</u> <u>西本郷小</u>)
6	二ツ橋小学校	12	日吉台西中学校ブロック (日吉台西中 駒林小 下田小)

新規設置校内訳 小学校13校~~4~~校 中学校8校~~2~~校 特別支援学校1校

【参考】 設置目標と実績 (累計校数)

	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
設置目標	295	375	458 中期4か年計画	508 (全校) 教育振興基本計画
実績	223	277 R3年4月1日		

裏面有り

2 各協議会からの成果の報告

「令和2年度学校運営協議会実施報告」より

成 果	主 な 内 容
連携・協働の推進	コロナ禍での消毒の対応や登下校の見守り等に学校運営協議会を通して地域の協力を得たり、学習支援のために課業時間内外に多くのボランティアが参加した。
学校の運営改善	感染症対策を始め、働き方改革、チーム学年経営、GIGAスクール構想等、学校が行う取組に学校運営協議会から理解と協力が得られ、学校運営に安心感と支えが得られた。
児童生徒の育成	食育の取組や児童の委員会活動に対して、学校運営協議会の意見により、給食残さの減少、子どもたちの主体的な活動や表現力育成につながった。
学校関係者評価の活用	学力・学習状況調査の結果の分析について助言を受けた。また、中期学校経営方針の具体的取組について学校が行った自己評価に対し、具体的な学校関係者評価が得られた。
その他	学校運営協議会委員である幼稚園の園長や中学生の保護者、地域の方から、長いスパンでの子どもの育ちについて考える視点を得られた。

3 各協議会の今後の取組予定

「令和2年度学校運営協議会実施報告」より

取組予定	主 な 内 容
連携・協働の推進	地域行事や地域防災訓練等において、学校運営協議会の協力を得て子どもたちや保護者がさらに地域と関ることができる活動や仕組みづくりを行う。
学校の運営改善	新しい生活様式の中での校外学習・学習活動の在り方や、学校運営の推進を学校が学校運営協議会とともに検討する。
児童生徒の育成	学校が地域人材や資源を生かし、様々な活動で学習ボランティアを活用できるように学校運営協議会から働きかける。
学校関係者評価の活用	学校運営協議会委員に教育活動場面を多く見てもらい、評価を得て、運営改善につなげる。学校評価アンケートの項目や分析方法を検討する。
その他	GIGAスクール構想に伴うICT活用の推進や、周年行事へ向けて地域と学校の連携強化等を、学校運営協議会と学校が目標を共有して進める。

4 教育委員会事務局の取組（「令和2年度学校運営協議会実施報告」を受けて）

学校運営協議会の設置校の7割以上が、「地域との連携・協働の推進」「学校の運営改善」に成果があったと回答している。

設置校がより良い成果をあげたり、未設置校が設置を推進したりするために、教育委員会事務局は次の2点に取り組む。

○設置校への取組…「学校運営協議会のさらなる充実のために」

- 例) ・学校運営協議会のPDCAサイクルの推進
(学校運営協議会の意義や振返り等の再確認を促す)
- ・委員の意識の更なる向上を促す
(委員研修会等各種研修会やホームページの紹介、広報誌「架け橋」の発行等)
- ・他部局との連携を推進する
(市民協働推進センターと研修会開催)

○未設置校への取組…「学校運営協議会の理解者を増やすために」

- 例) ・学校運営協議会の意義の周知
(研修会の充実、各種会議での説明、eラーニングの開催、広報誌「架け橋」の発行等)
- ・教職員育成課との連携
(育成課所管の人材育成研修会の中での研修実施)
- ・学校への働きかけ、相談体制の充実
(電話相談、訪問相談、個別相談会等)

横浜市立図書館100周年記念式典・講演会について

6月13日(日)に港南公会堂で横浜市立図書館100周年記念式典・講演会を開催しましたので、ご報告いたします。

1 趣旨

図書館は、読書により生活を豊かにするだけでなく、市民の生活・社会の基盤である福祉・経済・医療・学び等を支えるインフラでもあります。コロナ禍においては、正しい情報を得る手段としての側面も担います。

100周年を契機として、年齢・国籍の違い、障害の有無に関わらず、これまでに利用の機会がなかった多くの市民の方にも身近で頼れる図書館として、親しみを持って利用していただくことを目的に実施しました。

2 100周年記念式典・講演会日時・場所

(1) 日時：令和3年6月13日(日) 午後1時30分から4時

(2) 会場：港南公会堂ホール(525席)

(港南区港南中央通10-1 市営地下鉄「港南中央駅」より徒歩1分)

※新型コロナウイルス感染防止の観点から定員を250名に減らして実施

(3) プログラム

ア 第一部「記念式典」 午後1時30分から2時10分

内容：式辞・祝辞、図書館功労者への表彰

イ 第二部「記念講演会『つなぐ とどける そこに本』」 午後2時30分～4時

(スタジオジブリプロデューサー・鈴木敏夫さん、編集者・永塚あき子さんの対談)

(4) 開催方法

会場のほか、YouTubeによるオンライン配信 ※今後アーカイブ配信も予定

3 出席・参加者(会場参加者合計202名)

(1) 来賓 7名

(市会議長、こども青少年・教育委員会委員長、こども青少年・教育委員会副委員長(1名)、神奈川県立図書館長、隣接市図書館長(川崎市、大和市、横須賀市の3名))

(2) 主催者 8名

(市長、教育長、教育委員1名、教育次長、総務部長、生涯学習担当部長、人権健康教育部長、中央図書館長)

(3) 功労者 63名(功労者表彰の団体代表者(各1名)) ※欠席なし

(4) 一般参加(市民公募) 124名(申込者数257名、当選150名)

(5) オンライン配信参加 約150名(常時接続者のおおよその数、申込者数は354名)

中央図書館企画運営課100周年事業担当

安部、齊藤(佳)、浅井

TEL: 045-262-7334

1 横浜市立図書館功労者表彰について

図書館開業 100 周年を記念して創設されました。横浜市立図書館における読書活動の推進に貢献し、図書館の振興に尽力されている個人・団体へ、感謝の意を表し、その功績を表彰してその活動を広く紹介し、市民の読書活動に関する取り組みを進めるため、各図書館が推薦し、横浜市教育長より贈られます。

(1) 功労者表彰者数 計 72 団体 (別添 「100 周年記念式典・講演会 次第」 中面参照)

【内訳】

- ・表彰状：活動年数がおおむね 20 年に渡る方に贈呈 計 17 個人・団体 (個人：2、団体：15)
- ・感謝状：活動年数がおおむね 10 年に渡る方に贈呈 計 55 個人・団体 (個人：7、団体：48)

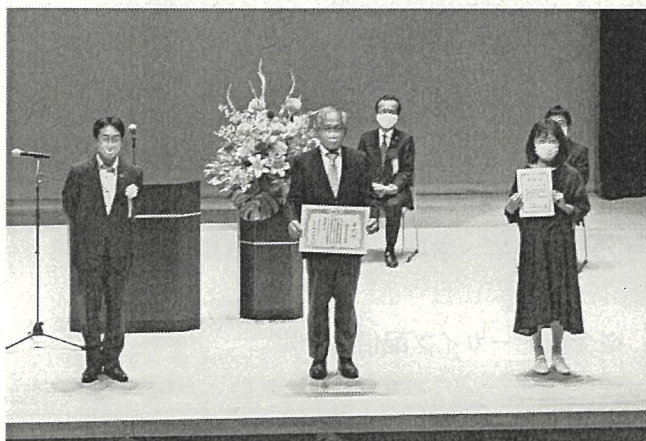
(2) 式典における表彰者

記念式典では、表彰状及び感謝状の受賞者のなかからそれぞれ代表して 1 名の方に贈呈

- ・表彰状：鶴見歴史の会
- ・感謝状：おはなしくまさん

2 当日の様子

(1) 記念式典



(2) 講演会



横浜市教育委員会 教育長様
教育委員各位

2021年度中学校歴史教科書採択に関する要望書

2021年5月25日

横浜教科書採択連絡会

提出代表 土志田栄子

連絡先 横浜市中区尾上町



受理番号 3

電話

5月13日、貴教育委員会において、2021年度に行う教科書採択についての審議が行われ、「教科書採択基本方針」が決定されました。

その内容は、2019年度教科書検定で不合格となった自由社の中学校歴史教科書が、2020年度に再申請され、検定合格したため、貴教育委員会は中学校用歴史教科書について、今年度再び採択手続きを行うというものでした。

2021年3月30日の文科省通知(2初教科第67号)においても、神奈川県教育委員会の採択手続き指導においても、今年度の中学校歴史教科書については、「採択替えを行うことも可能である」とされており、必ず採択手続きを実施するよう求められているわけではありません。

今、子どもたちは、コロナ禍による変則的な授業や学校生活を余儀なくされており、学習面でも各家庭においても、例年以上に、先生方、保護者の配慮や手間が必要になっています。昨年から続いている感染の状態やその影響は、今年度1年で解消するものとは思えません。

また、コロナ禍による感染予防対策や、新指導要領実施開始年に伴う教育課程編成や教科研究、さらにオンライン授業の動画作成や、子どもたちに配付されたタブレットへの対応などで、学校現場の負担は極めて重く、先生方の多忙は過労死寸前といわれています。

そのような特別困難な時期にあえて採択替えを実施することは、現場をさらに混乱させるものでしかないと考えます。

<要望項目>

1、中学校歴史教科書の採択替えを実施する必要性について、明確な説明を求めます。

このような未曾有の状態が続いている中、また実施は任意とされているにもかかわらず、貴教育委員会が、負担のかかる教科書採択手続きを敢えて行う決定をしたことに、私たちは疑問を抱かざるをえません。

教育委員会会議5月定例会における、今年度採択の必要性や根拠についての事務局の説明は、充分であったとは思えません。採択替えは任意であるにもかかわらず、法令上「必要」なのだとして受け止めた教育委員の発言もありました。

また、今回の採択について、教育委員会席上初めて知って驚いていた様子の委員もおられました。教育委員の皆様が、事前に、実施は任意であることなど、十分な情報や詳しい説明を受けず、熟慮する時間がないまま事務局の提案を了解せざるをえなかったのではな

いかと不安を感じております。文科省通知でも、「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること」と明記されています。

昨年8月の教科書採択における委員の皆様の真摯な討論と採択には、多くの市民、保護者は敬意をもって受け止めました。だからこそ、今回の採択替えについての十分な説明をもとめます。

2、今回の採択では、現在使用中の教科書を変更しないでください。

今、現場では4月から新しい教科書で、学習が始まっています。教員は授業研究、教材研究を新しい教科書ではじめ、まさに軌道に乗せようとしている時期です。これは現場をよく知る委員からも意見として出されていました。もし、採択実施の結果、教科書が変更になるようなことになれば、現場での教材研究や教育課程編成に支障をきたすことになります。

先生方の間に、もし、教材研究や授業の充実に時間を割いても無駄になるかも知れないといった無力感が生じるようなことがあったら、残念でなりません。

このコロナ禍の中での採択実施は、先生方への負担増や意欲後退を招き、子どもたちの学習に影響せざるをえません。これは保護者・市民にとっても受け入れがたいことです。

今年度の中学校歴史教科書採択については、現在使用中の教科書から別の教科書に採択替えをしないよう求めます。

以上

教委第9号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月24日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和4年4月1日に実施する横浜市立緑園義務教育学校の設置に伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表名瀬中学校の部左欄を次のように改める。

名 瀬 中学校	名瀬小学校区域 川上北小学校区域
------------	---------------------

別表の1の表岡津中学校の部左欄中「緑園西小学校区域」及び「緑園東小学校区域のうち緑園四丁目3番地から7番地まで、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目」を削り、同部緑園西小学校の項及び緑園東小学校の項を削る。

別表の2の表に次のように加える。

緑園義務教育学校	戸塚区 名瀬町 2,097 番地から 2,100 番地まで、 2,121 番地（道路以西）、2,128 番地から 2,131 番地まで、2,133 番地、2,145 番地、 2,146 番地、2,149 番地から 2,239 番地まで、 2,259 番地、2,265 番地の 2 から 2,483 番地まで、 2,485 番地から 2,487 番地まで、2,501 番地から 2,508 番地まで、2,513 番地、2,524 番地、 2,600 番地から終りまで 泉区 池の谷、岡津町 2,777 番地の 10、2,790 番地の 2 から 2,790 番地の 8 まで、2,790 番地の 10、 2,790 番地の 15 から 2,790 番地の 17 まで、 2,796 番地、2,802 番地、2,806 番地から 2,808 番地まで、2,831 番地から 2,833 番地まで、 3,013 番地、新橋町 1,303 番地、1,
----------	--

305 番地、 1,306 番地、 1,307 番地の
2、 1,307 番地の 3、 1,331 番地の 4
、 1,331 番地の 7、 1,332 番地、 1,33
7 番地の 1 から 1,337 番地の 17 まで、
1,337 番地の 20 から 1,337 番地の 41 ま
で、 1,337 番地の 43 から 1,337 番地の
46 まで、 1,337 番地の 50、 1,337 番地
の 51、 1,337 番地の 58 から 1,337 番地
の 64 まで、 1,338 番地、 1,339 番地の
2、 1,339 番地の 3、 1,339 番地の 7
から 1,339 番地の 11 まで、 1,342 番地
の 1、 1,342 番地の 3 から 1,342 番地
の 9 まで、 1,342 番地の 12、 1,342 番
地の 13、 1,342 番地の 16 から 1,342 番
地の 20 まで、 1,342 番地の 22、 1,342
番地の 23、 1,342 番地の 27、 1,342 番
地の 28、 1,343 番地、 1,347 番地の 1
から 1,347 番地の 131 まで、 1,347 番
地の 133 から 1,347 番地の 140 まで、
1,347 番地の 142 から 1,347 番地の 14
7 まで、 1,347 番地の 149 から 1,347
番地の 156 まで、 1,347 番地の 158、
1,347 番地の 159、 1,347 番地の 161
から 1,347 番地の 173 まで、 1,348 番
地から 1,350 番地まで、 1,352 番地か
ら 1,355 番地まで、 1,357 番地、 1,35
8 番地、 1,360 番地から 1,374 番地ま
で、 1,413 番地から 1,417 番地まで、
1,418 番地の 3、 1,420 番地から 1,45
9 番地まで、 1,463 番地、 1,464 番地
の 1、 1,465 番地から 1,473 番地まで
、 1,477 番地の 4、 1,509 番地から 1,
512 番地まで、 1,514 番地から 1,519
番地まで、 1,520 番地の 5、 1,520 番
地の 6、 1,588 番地、 1,755 番地から
1,760 番地まで、 1,762 番地、 緑園一
丁目、 緑園二丁目、 緑園三丁目、 緑園
四丁目、 緑園五丁目、 緑園六丁目、 緑
園七丁目

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について

1 改正概要

令和4年4月1日に実施する横浜市立緑園義務教育学校の設置に伴い、通学区域を設定します。

なお、通学区域については、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）第1条に基づき設置された横浜市学校規模適正化等検討委員会において、緑園西小学校と緑園東小学校の通学区域を合わせた通学区域とする旨の答申がなされており、この答申を反映させた通学区域とします。

2 規則施行期日

令和4年4月1日

3 緑園義務教育学校の位置及び予定通学区域図

別紙1のとおり

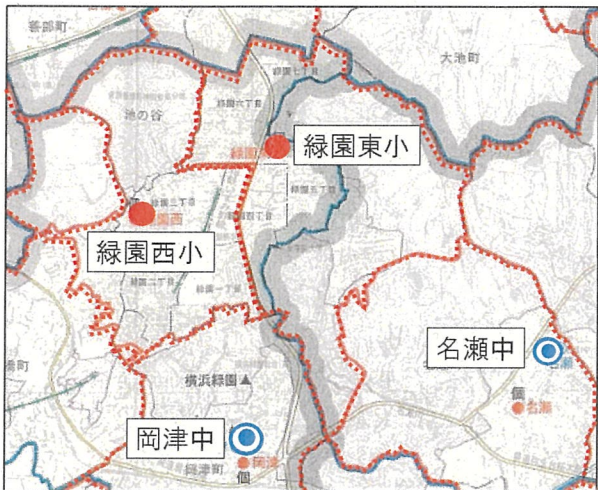
4 答申

別紙2のとおり

緑園義務教育学校 位置及び予定通学区域図

設置前

設置後



- 【凡例】
- 小学校
 - 中学校
 - 小学校通学区域
 - 中学校通学区域
 - 義務教育学校
 - 義務教育学校通学区域

■ 緑園義務教育学校の一般学級児童生徒数・学級数の推計（前期課程については35人学級反映済み）

学校名		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
緑園義務教育学校 （前期課程）	児童数	—	—	716	704	677	656	615
	学級数	—	—	23	23	22	22	21
緑園義務教育学校 （後期課程）	生徒数	—	—	291	292	321	315	325
	学級数	—	—	9	9	9	9	9
緑園義務教育学校 （前期課程+後期課程）	児童・生徒数	—	—	1007	996	998	971	940
	学級数	—	—	32	32	31	31	30

※令和4年度以降は令和2年5月1日時点の実数値を踏まえた推計値。

■ 関係校の一般学級児童生徒数・学級数の推計（小学校については35人学級反映済み）

学校名		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
緑園西小学校	児童数	376	361	—	—	—	—	—
	学級数	13	12	—	—	—	—	—
緑園東小学校	児童数	369	372	—	—	—	—	—
	学級数	14	13	—	—	—	—	—
岡津中学校	生徒数	832	797	617	613	550	536	514
	学級数	23	22	16	16	15	15	15
名瀬中学校	生徒数	569	528	491	448	412	401	380
	学級数	16	15	14	13	12	12	11

※令和2年度は5月1日時点の実数値。翌年度以降は推計値。

2019年12月17日 星期三



2019年12月17日 星期三

日期	星期一	星期二	星期三	星期四	星期五	星期六	星期日
12月17日							
12月18日							
12月19日							
12月20日							
12月21日							
12月22日							
12月23日							
12月24日							
12月25日							
12月26日							
12月27日							
12月28日							
12月29日							
12月30日							
12月31日							

日期	星期一	星期二	星期三	星期四	星期五	星期六	星期日
12月17日							
12月18日							
12月19日							
12月20日							
12月21日							
12月22日							
12月23日							
12月24日							
12月25日							
12月26日							
12月27日							
12月28日							
12月29日							
12月30日							
12月31日							

平成 29 年 6 月 28 日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成28年5月10日付で諮問のありました標記の件について、別紙の「緑園地区義務教育学校新設に関する意見書」のとおり答申します。

平成 29 年 6 月 28 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

緑園地区義務教育学校開校準備部会

緑園地区義務教育学校新設に関する意見書

横浜市では、小中学校間の連携を深め、「小中一貫カリキュラム」に基づく義務教育 9 年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図るため、連続性を持った教育活動（以下、『横浜型小中一貫教育』という。）を推進しています。このたび、緑園地区において「横浜型小中一貫教育」をリードする学校として、義務教育学校を整備し、より先進的な「横浜型小中一貫教育」の研究・実践を進め、さらにその成果の発信を通して、横浜市の学校教育全体の質の向上を目指すことが計画されました。

当開校準備部会は、平成34年4月の開校に向け、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき、次の事項を調査審議するため、平成28年5月10日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、平成28年11月15日に第1回部会を開催しました。

以降、5回にわたり緑園地区義務教育学校に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

<調査審議事項>

- (1) 緑園地区義務教育学校の「通学区域」に関すること
- (2) 緑園地区義務教育学校の「学校名」に関すること
- (3) 緑園地区義務教育学校の「通学安全の確保」に関すること
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

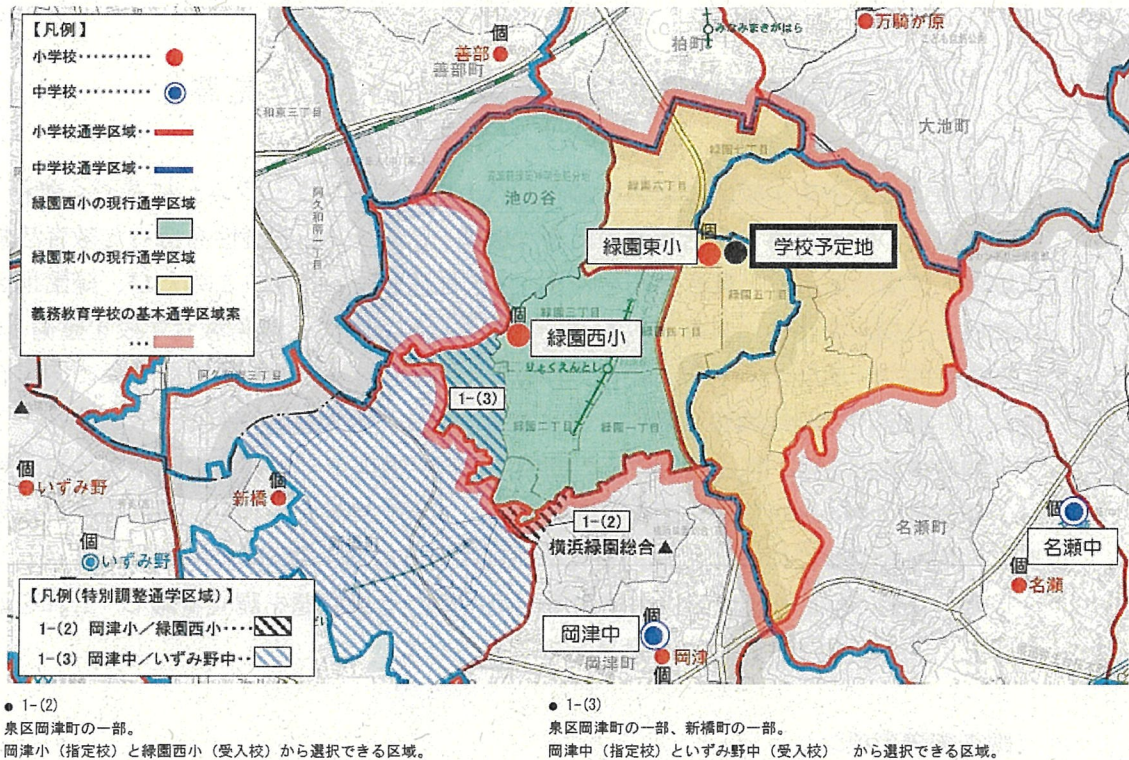
1 新設校の通学区域案

- (1) 新設校の通学区域案は、緑園西小学校と緑園東小学校の現行通学区域を合わせた通学区域とし、新設校の児童・生徒は、新しい通学区域内の1年生から9年生までの児童・生徒で構成することを当開校準備部会の意見とします。

ただし、将来にわたって継続的に良好な教育環境を確保するため、岡津小学校、さちが丘小学校、新橋小学校、名瀬小学校などの周辺校の学校規模や地域コミュニティ等に配慮しつつ、それら周辺校との調整の中、通学区域を広げていくことについて検討する必要があることを当開校準備部会の意見とします。

- (2) 現在、泉区岡津町の一部に設定されている、指定校：岡津小学校、受入校：緑園西小学校とする特別調整通学区域については、両校の学校規模や地域コミュニティ等に配慮したうえで、継続することを当開校準備部会の意見とします。

- (3) 現在、泉区岡津町と新橋町の一部に設定されている、指定校：岡津中学校、受入校：いずみ野中学校とする特別調整通学区域のうち、緑園西小学校の通学区域内の特別調整通学区域については開校までに解除することを当開校準備部会の意見とします。



2 学校名案

学校名案を公募し、公募の結果を参考に検討した結果、新設校の学校名は「横浜市立緑園義務教育学校(規則名：横浜市立義務教育学校 緑園学園)」とする案を当開校準備部会の意見とします。

3 通学安全の確保

通学安全の確保については、別途、当開校準備部会から要望書を直接関係機関へ提出します。あわせて、継続的に通学安全の確保に向けた検討を行っていく必要があることを当開校準備部会の意見とします。

むすびに

前期課程(小学校相当)と後期課程(中学校相当)が同一の敷地かつ一体の組織であるという本校の特長を活かし、「横浜型小中一貫教育」をリードする特色ある教育活動を行うことで、質が高く、先進的な義務教育学校としていこう、当開校準備部会として要望します。